

国民経済計算を用いた所得捕捉率推計の問題点
—自営業所得の捕捉率を中心に—

荒 井 晴 仁

- ① 昭和56年に石弘光氏（当時、一橋大学教授）が、国民経済計算を用いた所得捕捉率の推計を行ない、給与所得者・自営業者・農業所得者の間に、クロヨン（9：6：4）あるいはトーゴサン（10：5：3）に近い捕捉率の格差が存在することを示して以後、多くの研究者が所得捕捉率の実証に取り組んできた。
- ② 最近では、内閣府の大田弘子・坪内浩・辻健彦氏（当時）が、昭和52～平成9年の20年間を対象に、石氏と基本的に同様の手法を用いて所得捕捉率を推計し、業種間の捕捉率格差は、いまだ存在するものの、この20年の間に、かなり縮小してきたことを主張している。
- ③ しかし、大田・坪内・辻氏は、個人の事業所得に、有給家族従業者の労働報酬を合算しており、有給家族従業者の労働報酬を個人企業所得ではなく、雇用者報酬に区分する現行の国民経済計算の所得推計との比較は、整合的でない。
- ④ また、大田・坪内・辻氏は、個人の不動産所得の全額を、自営業（不動産業）所得とみなして営業等所得に加算しているが、不動産所得のある者のうち、業として不動産業を営む者は小数に限られ、他の大多数は、給与所得者や無職の年金生活者を含む一般の個人である。
- ⑤ 国民経済計算では、概念上は、業として不動産業を営むか否かにかかわらず、個人の不動産所得のうち、建物の賃貸による所得を個人企業所得（不動産業）に計上することとしている。しかし、実際の推計は、国勢調査等による不動産業の個人業主数等に基づいており、不動産業者でない、一般の個人の不動産所得が個人企業所得の推計には適切に反映されていない。
- ⑥ 大田・坪内・辻氏の推計によれば、自営業所得の捕捉率は、平成9年に94.7%と、給与所得の捕捉率との格差がほぼ解消したと言える状態にある。しかし、有給家族従業者の労働報酬と不動産所得の扱いに関するデータの不整合を修正すれば、自営業所得の捕捉率は、平成9年に69.9%と、ほぼ7割に過ぎず、給与所得の捕捉率との間に、依然として無視できない格差が存在することが示唆される。

NATO議会会議（NATO PA）と「大西洋共同体」

福 田 毅

- ① 北米と欧州の民主主義諸国は、しばしば大西洋共同体を構成していると言われる。EUのような組織的実態を伴わない大西洋共同体は、曖昧な概念のようにも感じられる。北米と欧州を結びつける国際組織の中核であるNATOにしても、その役割は安全保障と政治の領域に限定されている。しかし、冷戦初期から大西洋諸国は、自分たちが1つの共同体を形成していることを明確に理解していた。この共同体意識は、ソ連の脅威、民主主義的価値の共有、エリート間の緊密なネットワークによって強く支えられていた。
- ② NATO PAとは、NATO加盟国の議員が集まり、共通の関心事項を討議する定期的な会合である。国際組織加盟国の議員によって構成される議会間組織は、議会会議と呼ばれる。議会会議というアイデアは、超国家的な議会を創設しようとした連邦主義的な欧州統合運動の産物である。この運動を背景として、西欧では、欧州審議会や欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）に議会会議が設置された。1955年のNATO PA設立にも、大西洋統合運動が深く関与していた。
- ③ 1949年のNATO創設と前後して、大西洋諸国では大西洋統合を求める運動が活発化した。米英仏といった大国は、NATOを通じた軍事的協力以上の統合を求めていなかったが、カナダやノルウェーのような国は、NATOの非軍事的な役割を重視する傾向にあった。加盟国の非軍事的協力の促進を定めた北大西洋条約第2条も、カナダの尽力によって条約に挿入されたものである。第2条は、NATO加盟国の経済や文化の領域における統合を求める大西洋統合論者の論拠となった。
- ④ 大西洋統合論者は、正式なNATOの1組織として大西洋議会を創設することも主張していた。この考えに賛同する議員も多く、1955年に初のNATO PAの会合が行われた。各種の理由からPAがNATOの正式組織となることはなかったが、冷戦期のPAは、軍事や政治だけでなく、経済や文化の領域における協力をめぐっても活発に議論を行った。
- ⑤ 冷戦後のPAの活動は注目に値するものである。冷戦後のNATOは、東側諸国との協力枠組みを構築し、加盟国を東方に拡大することで、西欧の民主的規範を東側に拡大し、欧州全域を安定化しようとしてきた。即ち、大西洋共同体を拡大しようとしたのである。NATO PAは、NATOと同様の活動を、NATOに先駆けて実施した。冷戦が終結すると、PAは、いち早く東側諸国へのアプローチを開始し、議会組織としての特性を生かして、東側諸国の議会制度や文民統制の強化を支援した。これらの活動を通じて、東側諸国の議員は、大西洋共同体への帰属意識を高めていった。NATOも、このようなPAの取り組みはNATOの活動を補完するものだとして、極めて高く評価している。

道路維持管理の現状と課題

小 澤 隆

- ① 我が国には、膨大な社会資本ストックが蓄積されているが、高度経済成長期に集中的に整備されたストックは、今後更新の時期を迎える。一方、近年の厳しい財政状況等により、社会資本ストックの維持管理・更新に要する費用の増大が、新設投資を大きく制約するとの推測もなされている。こうしたことから、近年、社会資本の適切な維持管理の手法として、「アセットマネジメント」が注目されている。
- ② 本稿では、まず、道路ストック及び維持管理の現状を整理する。次に、我が国における道路アセットマネジメントの取組状況を紹介し、あわせて、今後のいくつかの課題を提示する。
- ③ 道路延長、橋梁箇所数といった道路ストックの現状を、管理主体別に見ると、地方公共団体が管理するストックが非常に大きい。道路の適切な維持管理・更新を図る上で、国のみならず地方公共団体の果たすべき役割が、大きいことがわかる。建設後50年以上の橋梁の割合は、2026年度には、47%に達すると予測されるが、その増加速度は、特に地方道において著しい。
- ④ 道路法（昭和27年法律第180号）は、「道路の維持又は修繕に関する技術的基準」について、政令で定めるとしているが、この政令は、現在まで未制定である。各道路管理者は、道路の維持管理に関する各種の通達や、個別の道路構造物に関する点検要領等を指針として、道路の維持管理を行っている。道路維持修繕費は、平成12年度以降減少傾向にある。特に地方公共団体においては、予算の不足が強く意識されている。地方公共団体のうち、財源不足などを理由に、管理する橋梁の定期点検を実施していないところは、都道府県の約2割、市町村の約9割に達するとも報じられている。
- ⑤ 道路構造物の「アセットマネジメント」とは、従来の事後保全（対症療法）的な維持管理に代えて、構造物の劣化が小さな時点で、小規模な補修を行う「予防保全」的な維持管理を実施することで、構造物を延命化させ、ライフサイクルコストの縮減を図ろうとするものである。国土交通省は、平成17年度から各地方整備局等において、橋梁マネジメントシステムを試行運用している。予防保全による延命化を行った場合、大きなコスト縮減効果が期待できるとの試算も行われている。青森県では、平成18年3月に「青森県橋梁アセットマネジメントアクションプラン」を策定し、橋梁アセットマネジメントを本格的に開始した。
- ⑥ 今後の課題としては、特に地方公共団体における道路構造物の点検の充実を図ること、維持管理に係る予算・財源の確保を図ること、国民への積極的な情報提供などが挙げられる。

科学技術と社会の「対話」としての「議会テクノロジー・アセスメント」
— ヨーロッパの動向と日本における展望 —

春 山 明 哲

- ① 科学技術が社会にもたらす影響をどのように評価するのか、という問題は、1960年代に公害問題等を背景に、「テクノロジー・アセスメント」(TA)として概念化された。1972年、米国連邦議会に技術評価局(OTA)が設立され、議会が関与する科学技術評価活動は、「議会テクノロジー・アセスメント」(「議会TA」)として制度化された。ヨーロッパ諸国では、1983年のフランスを嚆矢として、紆余曲折を経ながらも、各国に議会TA機関が設立され、1995年の米国OTAの廃止後も、着実に発展していった。
- ② 現在、EU加盟国のうち、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イタリア、ベルギー、スイス、スペイン、オーストリア、スウェーデンの12か国、およびノルウェー、スイス、欧州議会、欧州評議会に、議会TA機関が設置されている。また、ヨーロッパの議会TAのネットワークも組織され、情報交換が活発に行われている。こうした状況を受けて、議会TAに関する国際比較的な調査研究が進展し、我が国でもこれらの制度紹介がなされている。
- ③ ヨーロッパの各国は、政治状況や選挙結果などに影響されながらも、試行的なプロジェクトを積み重ねることによって、議会TA活動を展開してきた。ヨーロッパの議会TAの組織構成は、基本的には運営委員会と実施機関の二層構造になっている。また、科学技術の評価そのものに加えて、科学技術と社会の「対話」が重視され、多様な手法とプロセスが採用されている。
- ④ フランスでは、上下両院合同の「議員代表部」という常設の機関が、専門家委員会の助言と事務局の補佐を受けながら、関係者からのヒヤリング、国内外の現地調査、シンポジウムの開催、自由参加の公聴会の開催等を通じて、議員自身が報告書を取りまとめている。オランダでは、独立的な機関がプロジェクトとしてアセスメントを実施するとともに、公共的な議論の喚起、国民の啓発のため、多彩な活動を行っている。デンマークでは、市民参加を通じての社会的な合意形成が重視され、コンセンサス会議、シナリオ・ワークショップなどが創案された。ドイツでは国内に多くのTA機関が存在していることから、外部委託調査の手法が多用されており、また、調査報告書が議会で必ず審議されることが特色となっている。イギリスでは、詳細なTAに加えて、時事的な科学技術のトピックについて、議員の参考になる情報提供を行っており、下院の議会図書館がこれをサポートしている。
- ⑤ 我が国でも、国会に科学技術評価会議(仮称)を設置する構想があったが、実現していない。ヨーロッパの議会TAの動向を踏まえた上で、「日本版議会TA」の必要性、可能性について、科学技術社会論の視座からの専門家の提言を紹介するとともに、実現に向けての課題と方法について、若干の考察を試みた。

主要記事の要旨

米国における議会テクノロジー・アセスメント — 議会技術評価局（OTA）の果たした役割とその後の展開 —

田 中 久 徳

- ① 「テクノロジー・アセスメント（TA）」とは、望ましい科学技術の方向を見出すために、科学技術が社会に与える影響を評価する活動である。TAの概念は、科学技術と社会の関係が深まり、「負の側面」が顕在化した1960年代の米国において成立し、連邦議会の立法補佐機関として、「技術評価局（OTA）」が、1972年に設置された。
- ② OTAは、議会活動のために必要となる科学技術課題の評価分析を行い、複数の政策オプションを提供するという、「議会テクノロジー・アセスメント」の原型を確立し、その後、欧州各国に誕生した議会TA機関の先駆となった。OTAが採用した評価手法は、当該技術課題について、多数の専門家や利害関係者を動員し、広範な論点整理を行うもので、これにより、客観性や政治的中立性を担保した評価分析を実現した。他方で、この方法は、それなりの時間と費用を要し、報告書も長大になりがちなため、即効的な判断材料を求める議会関係者と齟齬が生じる面もあった。
- ③ 共和党が議会で多数を占めた1995年、OTAは経費削減を主眼とする議会改革の渦中に巻き込まれ、廃止される。主たる理由は、議会内の他機関等と機能が重複しているというものであったが、実際の経費削減効果は小さい等、政策合理性が乏しく、「小さい政府」の実現へ向けた議会の姿勢を強調したい共和党改革派の犠牲になったと見る識者も多い。また、OTAは、運営面で党派的中立の維持に腐心していたものの、人脈的に民主党ないしリベラル派に近く、レーガン政権下での戦略防衛構想を批判したレポート等により、共和党保守派議員の多数から政治的に偏向しているとの疑念を持たれていたことも、その決定に影響したと思われる。
- ④ その後、米国議会では、議会の政策決定に即した科学技術の専門的助言機能が欠けているのではないか、という主張がなされるようになり、2001年頃から、OTAの復活やOTA類似の機関を設置する提案がなされているが、共和党支配下の議会では、実現を見なかった。一方で、議会補佐機関である会計検査院（GAO）が、試行的にTAを実施して、良好な結果を残した。
- ⑤ 昨年（2006年）、下院科学委員会は、議会の科学技術助言のあり方についての公聴会を開催した。議会は、科学技術の情報が不足している訳ではないが、正確でバランスのとれた評価機能が欠落しており、中立性、客観性、適時性といった議会の要求に即した独立した助言機能が必要であるとの共通した理解が得られた。また、OTAの教訓から、議会外部の組織や機関を活用した小規模なTA機関の実現や議会ニーズへの迅速、柔軟な対応、党派的攻撃からの防御策等の問題点についても論じられた。